３　前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

４　農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）

**第七条の二**　法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一　天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であって、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。

二　輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。

三　オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四　その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五　輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

（輸入禁止品の輸入許可の条件）

**第八条**　法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一　植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。

二　（略）

三　輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四　輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。

五　（略）

六　管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

（削る。）

２　農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入検査の申請）

**第十条**　植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

（検査品の運搬等）

**第十二条**　植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

（処分を行う場所）

**第十三条**　法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

３　前項の書面の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品に添付して発送させなければならない。

（新設）

（新設）

**第八条**　法第七条第三項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一　植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造の方法に関すること。

二　（略）

三　輸入した輸入禁止品の管理若しくは隔離の場所及び期間又は管理の方法に関すること。

四　輸入した輸入禁止品の管理又は隔離の責任者に関すること。

五　（略）

六　隔離した当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

七　前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該輸入禁止品及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。

２　農林水産大臣は、法第七条第一項但書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、且つ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第三項の規定により附した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（輸入検査の申請）

**第十条**　植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項但書の場合を除き、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

（検査品の運搬等）

**第十二条**　植物又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物又は輸入禁止品及びその容器包装につき運搬、荷解、荷造その他の措置をしなければならない。

（処分を行う場所）

**第十三条**　法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行なわなければならない。但し、大量の貨物であつてこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。